

## 静岡県立農林環境専門職大学等客員教授等選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立農林環境専門職大学及び静岡県立農林環境専門職大学短期大学部（以下これらを「専門職大学」という。）における学術研究の進展を図るため、他の研究機関等に所属する者又は専門分野において優れた業績を有する者が、専門職大学において一定期間、専門的かつ高度の教育研究を行う場合における客員教授、客員准教授又は客員講師（以下「客員教授等」という。）の称号付与に関して必要な事項を定めるものとする。

(選考基準)

第2条 客員教授等の称号は、「静岡県立農林環境専門職大学等教員の採用及び昇任選考基準」に定める各職の資格基準に該当する者について付与することができる。

(選考)

第3条 学部長又は学科長は、客員教授等を選考する必要があるときは、教授会の議を経て、学長に推薦するものとする。

2 前項の推薦があった場合、学長は、必要に応じて評議会の意見を聴いて決定し、客員教授等の称号を付与するものとする。

(称号の付与、期間)

第4条 客員教授等の称号は、別記様式による文書を交付して、本人に通知するものとする。

2 称号付与の期間は1年以内とする。ただし、必要があると認めるときは、最初の任用日から通算して5年に達する日を限度として、1年ごと更新することができる。

(身分の取扱い)

第5条 客員教授等と静岡県との間には、身分関係は生じないものとする。

2 客員教授等には、給与その他の給付は支給しない。

(施設の利用)

第6条 客員教授等には、研究に必要な範囲内で施設、設備の利用を認めることができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるほか、必要な事項は学長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年2月16日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年3月18日から施行する。

附 則

この改正は、令和7年3月18日から施行する。

別記様式

第 号

氏 名 様

静岡県立農林環境専門職大学客員〇〇の称号を付与する  
ただし、期間は 年 月 日までとする

年 月 日

静岡県立農林環境専門職大学（短期大学部）  
学長 印